

(参考2) 事業化にあたって必要となる主な手続き(関係法令等)

太陽光発電施設の設置にあたっては、県や市町村において様々な法令等に基づく手続きが必要となります。主な手続きは別表2のとおりですが、これ以外にも該当する手続きがあることもありますので、不備がないよう十分に確認するようにしてください。

手続きによっては、届出のみでなく許可が必要となる場合もありますので、詳細については所管部署へ相談してください。

別表2：必要となる主な手続き

令和8年3月31日時点

区分	関係法令等の名称	対 象	所管部署	電話番号
生 活 環 境 等	砂防法	砂防指定地内における ①施設又は工作物の新築、改築、移転又は除却 ②立竹木の伐採、樹根等の採取又は竹木等の滑下若しくは地引による運搬 ③土地の掘削、盛土、切土その他土地の現況を変更する行為 ④土石(砂れきを含む。)の採取若しくは鉱物の採掘又はこれらのたい積若しくは投棄	高知県土木部 防災砂防課	088-823-9847
	地すべり等防止法	地すべり防止区域内における ①地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為、その他地下水の排除を阻害する行為 ②地表水を放流し、又は停滞させる行為、その他地表水の浸透を助長する行為 ③のり切又は切土で政令で定めるもの ④ため池、用排水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物で政令で定めるものの新築又は改良 ⑤①～④のほか、地すべり防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為で政令で定めるもの	高知県土木部 防災砂防課	088-823-9847
			高知県農業振興部 農業基盤課	088-821-4566
			高知県林業振興・環境部 治山林道課	088-821-4581
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域内における ①水を放流し、又は停滞させる行為その他水のしん透を助長する行為 ②ため池、用水路その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造 ③のり切、切土、掘さく又は盛土 ④立竹木の伐採 ⑤木竹の滑下又は地引による搬出 ⑥土石の採取又は集積 ⑦①～⑥のほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為で政令で定めるもの	高知県土木部 防災砂防課	088-823-9847
	河川法	河川区域、河川保全区域及び河川予定地における工作物の新築又は改築等の行為	高知県土木部 河川課	088-823-9839
	海岸法	海岸保全区域及び一般公共海岸区域における工作物の設置	高知県土木部 港湾・海岸課	088-823-9883
	文化財保護法、高知県文化財保護条例	文化財保護法に基づく、次の行為 ①土木工事等による埋蔵文化財包蔵地での掘削行為 ②史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為	高知県教育委員会事務局 文化財課	088-821-4912
	農地法	農地の転用		
	農業振興地域の整備に関する法律 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく実施計画	農用地区域内にある土地での設置 工業等の導入に関する実施計画が定められている場合、当該計画への配慮	高知県農業振興部 農業基盤課	088-821-4515
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	指定区域内における土地の形質の変更	高知県林業振興・環境部 環境対策課	088-821-4523	
		高知市環境部 廃棄物対策課	088-823-9427	
景観法に基づく景観行政団体(県・市町村)の景観計画	景観行政団体が策定する景観計画に定める行為(高知市、四万十市、本山町、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町)	関係市町担当課		

区分	関係法令等の名称	対 象	所管部署	電話番号	
生活環境等 (続き)	高知県四十万川の保全及び流域の振興に関する基本条例	重点地域のうち、回廊地区内及び保全・活用地区内において、新築・増築・改築・移転又は撤去を行う場合	高知県林業振興・環境部 自然共生課 関係市町担当課 (四万十市、中土佐町、梶原町、津野町、四万十町)	088-821-4863	
	造林事業等の補助事業による造林、間伐等施行地の転用、伐採制限	事業完了年度の翌年度から5年又は10年以内の森林以外の用途への転用、立竹木の全面伐採除去	高知県林業振興・環境部 木材増産推進課	088-821-4602	
	森林法	地域森林計画の対象となる民有林の面積が0.5ヘクタールを超える開発	高知県林業振興・環境部 治山林道課	088-821-4581	
	土壌汚染対策法	3,000平方メートル以上（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の場合は900平方メートル以上）の土地の掘削その他の土地の形質変更	高知県林業振興・環境部 環境対策課 高知市環境部 環境保全課	088-821-4524 088-823-9471	
	騒音規制法	指定地域での特定施設の設置、特定建設作業（高知市、室戸市、安芸市、南国市、土佐市、須崎市、四万十市、宿毛市、土佐清水市、香美市、いの町、芸西村）	関係市町村担当課		
	振動規制法	指定地域での特定施設の設置、特定建設作業（高知市、室戸市、安芸市、須崎市、四万十市、いの町）	関係市町担当課		
	都市計画法に基づく開発許可	都市計画法で定められた規模以上の開発行為（パネルが建築物に該当する場合等）	高知県土木部 都市計画課 高知市都市建設部 都市計画課 南国市都市整備課	088-823-9849 088-823-9465 088-880-6582	
	宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成等工事規制区域内及び特定盛土等規制区域内における一定規模以上の盛土、切土、一時的な土石の堆積	高知県土木部 都市計画課 高知市都市建設部 都市計画課	088-823-9849 088-823-9465	
	建築基準法	建築基準法の建築物及び工作物に該当する施設を設置する場合	高知県土木部 建築指導課 高知県土木部 幡多土木事務所 高知市都市建設部 建築指導課	088-823-9864 0880-34-5222 088-823-9470	
	高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例	3,000平方メートル以上の盛土その他の土地へのたい積行為	高知県林業振興・環境部 環境対策課	088-821-4524	
	高知県公害防止条例	大気汚染又は騒音に係る特定施設である場合（騒音の特定施設は市町村に提出）	高知県林業振興・環境部 環境対策課 各市町村担当課	088-821-4524	
	高知県土地基本条例	開発区域の面積が10ヘクタール以上の開発行為	高知県土木部 用地対策課	088-823-9817	
	自然環境	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区の特別保護地区内における ①建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること ②水面を埋め立て、又は干拓すること ③木竹を伐採すること ④①～③のほか鳥獣の保護に影響を及ぼすおそれがある行為として政令で定めるもの	高知県総合企画部 中山間地域対策課 鳥獣対策室	088-823-9039
		自然公園法、高知県立自然公園条例	国定公園、県立自然公園の区域内における新築・増築・改築等の行為		
自然環境保全法、高知県自然環境保全条例		特別地区内における新築・増築・改築等の行為			
高知県希少野生動植物保護条例		・野生動植物保護区内における新築・増築・改築等の行為 ・県指定希少野生動植物の捕獲等の可能性がある場合	高知県林業振興・環境部 自然共生課	088-821-4842	
高知県うみがめ保護条例	生育地等保護区内における新築・改築・増築等の行為				
環境全般	環境影響評価法、高知県環境影響評価条例	【環境影響評価法】 ＜第1種事業＞ 出力4万キロワット以上 ＜第2種事業＞ 出力3万キロワット以上4万キロワット未満 【高知県環境影響評価条例】 ＜第1種事業＞ 出力4万キロワット以上又は施行面積50ヘクタール以上（特別地域を含む場合10ヘクタール以上）又は森林伐採面積20ヘクタール以上 ＜第2種事業＞ 出力2万キロワット以上4万キロワット未満	高知県林業振興・環境部 自然共生課	088-821-4554	